

令和 4 年 5 月 25 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01326

研究課題名（和文）保険法における行為規範性の明確化 行為規範違反の免責を正面から認める準則の樹立

研究課題名（英文）Clarification of the normative nature of conduct in insurance law

研究代表者

三宅 新 (MIYAKE, Hajime)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：30621461

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：主に以下の3点に関して解釈論を展開した。まず、酒気帯び運転免責条項に関して、行政罰等が課される基準に満たない場合でも免責されるというのが裁判例の大勢であるが、実際は様々な行為態様が評価されているのであり、それ自体は肯定できるものである。次に、反社条項に関しては、形式的に重大事由解除の片面的強行規定性違反を論じると、重大事由解除の制度がない場合よりも解除が困難になる逆接状態が生じることから、契約の解放を容易にするものとして重大事由解除が存在する点を重視すべきである。重大事由解除に関しては、信頼関係破壊の法理の一環であるとの評価が確立しつつあるが、立法経緯に照らすとそのような解釈は誤りである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

酒気帯び運転免責条項や反社条項について、裁判例は実態としては様々な行為態様を評価しているといえたが、これらの裁判例に否定的な見解は、裁判例の形式的な基準を批判しており、噛み合っていなかった。この度の成果はそれを明確にした。

重大事由解除が信頼関係破壊の法理の一環であるとの見解は、ここ数年で既成事実化しつつあり、それを前提に別の法制度に関する解釈論が展開されていた。しかし、この度の成果は、これを否定するものであるから、それらの別の法制度にかかる見解を前提から覆すものとなる。

研究成果の概要（英文）： First, with respect to the drunk driving clause, if the criteria for imposing punishment are not met, the court actually evaluates the various modes of conduct, which itself can be affirmed. Second, with respect to the anti-social forces clause, emphasis should be placed on the fact that the material cause release exists to facilitate the release of the contract, since formally discussing a one-sided mandatory breach of the material cause release would create a paradox in which release would be more difficult than if there were no material cause release system. Third, with regard to material cause release, an evaluation that it is part of the law of breach of trust is becoming established, but such an interpretation is incorrect in light of the history of the law.

研究分野：商法

キーワード：保険法 重大事由解除

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、先行研究「生命保険契約における犯罪免責条項の撤廃及び重大事由解除によるその代替」（生命保険論集 200 号 99 頁）を執筆するにあたって、多数の裁判例を参照しているうちに、裁判所は保険契約における保険契約者側にある種の行為規範を求めているのではないかと仮説を抱くようになった。確かに、裁判官は結論を決めてからそこに至るまでの論理を考えているというのは、よく指摘されていることである。しかし、基になる事実が人の生命・身体と金銭とを密接に結びつけている保険契約の場合、とりわけその他の民事契約と比べて結論ありきで免責を導く傾向が見られるように思われた。すなわち、個別具体的な事案を見ると免責という判決の結論に賛成できるものの、理論的には強引と思われる理由付けが特に目立っている。これに対して、先行研究は必ずしも保険契約者側の行為規範性を正面に据えて議論していなかった。

例えば、上記先行研究で採り上げた犯罪免責条項は保険法制定によって法定免責事由から撤廃されたが、これは、犯罪行為に対する非難行為者自身になされるべき（保険金受取人が不利益を負わされるべきではない）との考え方が有力になっていたことが影響している。しかし、他方で保険法は、重大事由解除において、因果関係不存在特則を置かなかった。これは、一定の場合、保険契約者側に著しい背信的行為が存在すれば、それとは無関係の保険金受取人までもが遡及的免責によってその請求権を失うという効果を有している。例えば、テロ行為を敢行した被保険者が逃げ遅れて自らも死亡した場合、犯罪免責条項が撤廃された現状では死亡保険金については支払われるように見える。しかし、犯罪行為が重大事由に該当するという解釈を持ち込めば、重大事由解除による遡及的免責が可能になる。実際に、保険法の立案担当者は、保険金を支払うことが社会通念上是認されるか否かという点を重大事由解除の効果に含ませていることを示している（萩本修編・一問一答保険法 104 頁）

このように、現在の保険法でも行為規範性に基づく評価が反映しているといえ、その点で本研究の土台が存在していた。

2. 研究の目的

本研究は、保険契約者側が規範的に良くないことをしたという事実が免責を導く一要素となることを正面から認めて、解釈に反映することを目的とする。というのも、保険契約は、保険法や約款で規律されているが、そこでは契約の特別法として要件・効果が定められているにすぎない。そのため、保険契約というその特殊性から導かれる行為規範性は、法や約款で特別に定められていない限り表に出ることはなく、現に行為規範的に良くないことをしたという事実自体を免責要件とする規律も存在しない。しかし、保険契約は、射倂的という面と継続的という面を有している以上、保険契約者側に契約とは直接関係のない行為規範への遵守が求められることがあってもよいのではないかと、という問いが生じる。そして、実際にはそのような行為規範性を結論に反映させているような裁判例は、多数見受けられる。以上のような問いから、本研究は、行為規範性に反する事柄が保険契約者側に存在すれば、法や約款上の免責要件を直接満たしていても保険者は免責され得る、という解釈に理論的裏付けを与えることを目指していく。

このような目的は、現行保険法上、不正請求に対して解釈上の限界が存在することが原因にある。例えば、ひとたび保険事故・給付事由が通常に生じたのであれば、それに対して過大な不正請求をしても、保険者は過大請求分だけ免責されるにすぎず、通常に生じた分については既存の法理では免責されないと考えられている。すなわち、仮に約款で不正請求が判明した場合は遡及的に全請求につき免責になるとの規律を定めたとしても、保険法上の片面的強行法規性から、その約款規定は無効となり得る。ところが、これでは保険契約者側には常に不正な過大請求をする動機を与えることとなる。そのため、有力な学説からは、この点に対する批判がなされて解決策が模索されている。しかし、このような解釈は、どうしても信義則、権利濫用又は公序良俗違反といった民法の一般条項的な解決策にならざるをえない。そうすると、信義則では保険契約者ではない第三者による不正に対しては十分な対処ができず、権利濫用では主観の立証という困難が生じ、公序良俗違反では当初から不正を目的として契約したことが要件となる点で、どうしても限界が生じる。

そこで、このような問題を解消するためには、全体を見た上で保険契約者側に行為規範に反した事実があれば免責の根拠となる、という今まで裁判所が黙示に前提としてきたはずの土台に理論上の根拠を与える必要がでてくる。すなわち、研究代表者が検証しようとする仮説は、社会的に保険金の支払いを認めることができない一定の行為が存在し、その場合は法令・約款上の免責要件を形式的に満たしている必要はないということである。

3. 研究の方法

理想としては、あらゆる保険一般に当てはまる行為規範性に関する準則を導き出すことであるが、保険契約毎に様々な背景事情があったり、保険契約以外の点からの事情（反社会的勢力への対処など）があったりするため、容易ではない。そのため、各論的に様々な保険法に関する法制度について、正面から行為規範性を捉えてそれを解釈に反映させる試みも模索していく。

そのためには、蓄積された保険契約に関する裁判例から、裁判所が保険契約者側に行為規範性を要求している部分を抽出するという方法で研究を進めていく。そして、その判示の背景にどのような行為規範性が認められているか分析し、それを言葉で表現できる形で示していくという手法を採る。

具体的には、現在の多くの判決は、前提に争いのない事実を示し、原告と被告の主張を掲げた後、裁判所の事実認定を示し、それを法令・約款又はその解釈に当てはめて結論を導いていくことが建前となっている。しかし、本研究は、裁判所の事実認定において現れていない事柄も多分に裁判官の心証に影響を与えているということを前提に、そのような認定外の事柄にも焦点を当てていく。そのため、裁判所が事実として認定しなかった原告や被告の主張、場合によっては当時の社会背景を斟酌していく。

4. 研究成果

大きく分けて3つの成果を研究成果として残した。

(1) 第1に、酒気帯び免責条項についてである。

いうまでもなく、酒気帯び運転については、近年特に厳罰が求められるようになり、実際に行政罰・刑事罰ともに強化されてきた。保険契約についても、平成16年頃から約款において、これまでの酒酔い運転免責条項に加えて、酒気帯び運転免責条項が導入されるようになってきた。この約款をめぐるのは、特に検出されたアルコール濃度が行政上・刑事上の処罰対象基準に満たない場合であっても免責の対象となるのかということが、これまで激しく争われてきた。

平成21年頃から登場している裁判例は、そのほとんどが、酒気帯びについて「通常の状態では身体に保有する程度以上にアルコールを保有していることが顔色・呼気等により、外観上認知できる状態」と定義し（外観認知基準）、この定義に当てはめることで政令数値未満でも免責を認めってきた。

これに対して、学説では、このような裁判例の基準だと、十分な睡眠時間を取ってアルコールが抜けたと思うのが通常であったり、意図せず飲食物にアルコールが含まれていたりした場合も免責されてしまうとして、否定的に解する説が主張されている。

以上の対立に関して、研究代表者は、裁判例の具体的事情を子細に検討していくことによって、そもそもこれらの裁判例は外観認知基準を用いているものの、その実質は運転者の行為規範性を評価しているのではないかという点を指摘した。その結果、このような行為規範性を解釈に反映させる点については、英国法から得た示唆からも、決して否定されるべきではないことを明らかにした。

(2) 次に、反社会的勢力排除条項（反社条項）についてである。

ここ10数年で、各保険者は反社条項を導入し、反社会的勢力等に該当する者に対して免責を伴う解除権を与えるようになってきた。しかし、これについては、反社条項の規律が約款上の重大事由解除の項目（重大事由の一つ）として入れられたこともあって、重大事由解除の片面的強行法規性に抵触する可能性が指摘されていた。

この問題に対して、研究代表者は、重大事由解除の法理がそもそもどのような経緯でどのような効果を求めて導入されたかという点を考慮すべきであることを主張した。すなわち、同法理は、従来の法理では解除や免責を認めることが困難な事案に対処するために約款で特別に解約権を与えたものであった。くわえて、保険法制定によって同法理が実定法化されたことで、契約の解除・免責が容易にできるようになるはずであった。それにもかかわらず、片面的強行規定を強調しすぎると、これまでの約款法理よりも契約を解除しにくくなったという結論になってしまう。その結果、重大事由解除が存在しない銀行預金の場合よりも反社条項を用いた解除がしにくくなるという逆転現象が生じることになっている。

このように、形式的に反社条項が片面的強行規定に抵触すると解することは、重大事由解除の本来の意図とは全くかけ離れた結果をもたらすことになるから、個別の事案ごとの行為規範性等を踏まえた上で判断していくべきであることを主張した。

(3) 最後に、行為規範性が大いに反映した重大事由解除について扱った。

この重大事由については、それが信頼関係破壊の法理の一環であるとの学説が多数を占めており、もはやそれが既成事実化しつつあった。そのため、重大事由の要件として、信頼関係破壊の法理に基づく行為規範性が反映する可能性があった。研究代表者は、このような学説が誤りであることを明らかにした。

すなわち、信託関係破壊の法理とは、民法において住宅をめぐる賃貸借契約で確立した法理であり、もっぱら将来効が問題となる場面である。具体的には、まず継続的な契約関係において貸借人からの解除を容易にするために民法 541 条の例外として、次に顕著な住宅不足の中で借借人を保護するために民法 612 条の例外として確立したものである。

他方で、保険法の重大事由解除は、免責という効果を伴う解除権であり、将来効のみが伴う賃貸借契約の解除権とは全く異なるものである。そこで重大事由解除の立法経緯を詳細に見ていくと、免責は特に理論的な裏付けなしに提案されたにすぎない。しかし、その後実際の裁判例を通じて免責を伴う解除権が求められるようになり、約款で導入されることとなった。さらに、学説においてももっぱら将来効のみを射程に置いて信託関係破壊の法理が参照されたことで、特に議論されることもなく信託を損なうことを要件とするかのような条項となった。

その結果、あたかも信託関係破壊の法理が採用されたかのような解釈が学説で生じているにすぎず、法文上の「信託」とは信託関係破壊の法理とは無関係であり、特に意味がなく置かれているにすぎない（せいぜい背信的な行為という意味にすぎない）という結論を示した。

(4) 以上のように、基本的には各論的な成果となったが、いずれもここ数年特に問題とされ、そのため先行研究が十分に存在しない分野について、行為規範性に焦点を当てた成果を残した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 三宅新	4. 巻 213号
2. 論文標題 保険法の重大事由解除は「信頼関係破壊の法理」ではない	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 生命保険論集	6. 最初と最後の頁 227 262
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅新	4. 巻 729号
2. 論文標題 反社条項に該当するとして保険者からの解除を有効とした事例（広島高岡山支判平成30・3・22）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 24 30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅新	4. 巻 81巻2号
2. 論文標題 反社条項を用いた保険者の解除権と重大事由解除（広島高岡山支判平成30・3・22）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 損害保険研究	6. 最初と最後の頁 271 290
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅新	4. 巻 80巻3号
2. 論文標題 酒気帯び運転免責条項の解釈と行為規範性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 損害保険研究	6. 最初と最後の頁 113 144
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅新	4. 巻 1524号
2. 論文標題 [商事判例研究] 差押債権者の取立権に基づく自動車保険解約の可否 (東京地判平成28・9・12)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 123 126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三宅新	4. 巻 314号
2. 論文標題 判例研究・変額個人年金に関する適合性原則・説明義務違反 (東京地判平成25・8・28)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 保険事例研究会レポート	6. 最初と最後の頁 6 14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------